

医療・社会福祉施設を耐震化したい

No.24

厚生労働省

補助金等

(開始年度)平成8年度

支援の名称	医療施設の耐震化
制度の趣旨・背景	災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行います。
制度の内容	<p>1. 基幹・地域災害拠点病院施設整備事業（平成8年度～） (事業概要): 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く) (基準額): $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 44,100 円 = 101,430 千円 $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 209,400 円 = 481,620 千円 (耐震構造指標である「I s 値 0.4 未満の建物」を有する場合) (調整率): 0.5 ※この他に備蓄倉庫、非常用自家発電設備、受水槽、ヘリポート、給水設備、燃料タンク、研修部門(基幹災害拠点病院のみ)の整備に対する補助(調整率0.33)を行う。</p> <p>2. 医療施設等耐震整備事業（平成18年度～） (事業概要) 1. 未耐震の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院等の開設者が行う耐震整備に対する補助を行う。(公立、公的を除く) 2. 耐震構造指標である「I s 値 0.3 未満の建物」を有する病院の開設者が行う耐震整備に対する補助を行う。(公立除く) (基準額): 1. $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 44,100 円 = 101,430 千円 $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 209,400 円 = 481,620 千円 (耐震構造指標である「I s 値 0.4 未満の建物」を有する場合) 2. $2,300 \text{ m}^2$ (基準面積) \times 209,400 円 = 481,620 千円 (調整率): 0.5</p>
対象となる方	病院
問い合わせ先	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 TEL: 03-5253-1111 (内線 2548)